

長 介 第 965号
令和3年3月1日

地域密着型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進
会議の取扱いの変更について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、「運営推進会議等」という）の取扱いについては、令和2年3月11日付け長介第1225号「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いについて（通知）」にて感染拡大が収束に向かうまでの当分の間の取扱いをお知らせしたところですが、いまだ収束の見通しが立たず長期化している現状等を鑑み、今後の本市における取扱いを下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 運営推進会議等の取扱い

(1) 運営推進会議等については、各事業所の状況に応じて、①対面（集合形式）、②書面、③オンラインのいずれかの方法で開催してください。

① 対面開催の場合

「新しい生活様式」に基づき感染防止対策を徹底した上で開催してください。（会場や座席の配置の工夫、換気、マスク着用の徹底等）

② 書面開催の場合

別紙「書面開催の方法について」を御確認ください。

③ オンライン開催の場合

令和3年度制度改正において、運営推進会議等について、テレビ電話装置等を活用しての実施が認められることとなりました。ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、利用者等の同意を得る必要があります。今後、具体的な運用方法等が国から示された場合は、別途お知らせします。

(2) 開催後に提出いただく議事録について、開催方法、開催日時、出欠席者、発言者、質問や課題に対する対応方法等がわかるように作成してください。

(3) 感染状況等により上記(1)①～③のいずれの方法でも開催が困難で、やむを得ず延期又は中止する場合は、事前に下記へ御相談ください。

2 外部評価について

(1) 運営推進会議等を活用した外部評価については、上記1(1)①～③のいずれかの

方法により実施してください。

- (2) 認知症対応型共同生活介護における外部評価の実施回数の緩和要件となっている運営推進会議の開催については、書面により開催した場合も、当該要件の適用回数に含むこととします。なお、この場合は年度内に書面開催の一連の処理を完了させてください。

3 本通知の取扱い期間について

本通知の取扱いは、本日から当分の間とします。今後の状況等により取扱いを変更する場合は、別途お知らせします。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊・宮川
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp